(質問の

一七)

内閣衆質八七第一七号

昭和五十四年四月三日

内 閣 総 理大臣 大 平 正

芳

衆 議 院 議 長 灘 尾 弘 吉 殿

衆議院議員上田卓三君提出老人福祉に関する質問に 対 Ļ 別紙答弁書を送付する。

衆 議 院 議 員 上田卓三君提 出 老 人 福 祉 に . 関す んる質 問 に 対 す る答 弁 書

一について

特 別 養 護 老人ホ ーム は、 ١, わ ゆる寝たきり老人であつて居宅にお (1 て介護を受けることが 困

難 な ŧ 0 を 入所させ、 養 護 することを目的とす る施設 であ ý, これを改めて、 医 療 施設とす

ことは、考えていない。

L か L な が ら、 特 别 養 護 老 人 ホ] Δ に 0 ١ ر て は、 入所する 老 人が 疾 病 に カン か り $\dot{\phi}$ すい ことに

か λ が み、 従 来 か ら、 医 務 室 \mathcal{O} 設 置 を義 務 付けるとともに、 医 師 看 護 婦 等 \mathcal{O} 配 置 及 び 協 力 病

院の確保に努めているところである。

二について

特 別 養護老人ホ] ムにおける看護職員の配置基準については、 従来から、 入所者の処遇改

善、 職 員 \mathcal{O} 負 担 軽 減 を 义 る 見 地 か ら、 そ 0) 改 善 に努力 てきているところで あ り、 今後とも

要 に 応 ľ そ \mathcal{O} 改 善 に 努 \Diamond 7 ま 1 り た 1

三について

入 院 時 \mathcal{O} **,** \ わ ゆる室 料 差額及び付添 V) 看 護料 金 0 問題に . つ い ては、 老人患者だけでなく、 患

者 __ 般 0) 受 診 機会が 妨 がげら れ ることの な V) ように するた \Diamond に、 現 在、 そ \mathcal{O} 改 善 に 努 め 7 7 ると

ころで あり、 特に、 玉 公立 病 院 に お *(* \ . て は、 差 額 徴 収 病 床 を 最 小 限 にとどめ る等 \mathcal{O} 努力 を行 0

ているところである。

四について

特 別 養 護 老 人 ホ 4 に 0 1 7 は、 医 務 室 を 設 け る ほ か、 入 所 者 \mathcal{O} 入 院 治 療 \mathcal{O} た \Diamond \mathcal{O} 協 力 病 院

を定 \otimes るよ う 義 務 付 け 7 7 るところで あ ŋ, 今 後 とも 特 別 養 護 老 人 ホ Δ \mathcal{O} 整 備 及 び 運 営 に 当

た つて は、 協 力病 院 との関 係 の緊密 化が 保たれ るよう指導 L てま 7 り た \ <u>`</u>

脳 卒 中 後 遺 症 等 を 有 す る 老 人 に 対 す る 機 能 口 復 訓 練 \mathcal{O} 重 要 性 に カュ W が み、 特 別 養 護 老 人 ホ]

A に 0 V) て は 機 能 口 復 訓 練 室 を 設 け ること を 義 務 付 け るとと ŧ に 訓 練 \mathcal{O} 指 導 に 当 た る 看

護

婦の研修を行つている。

現 在 理 学 療 法 士 及 び 作 業 療 法 士 は 1 ず れ ŧ か な り 不 足 L て 7 る 状 況 に あ ることか ら、 特

别 養 護 老 人 ホ A に 専 任 職 員 とし て 理学 療 法 士 及 び 作 業 療 法 士 \mathcal{O} 配 置 を 義 務 付 け ることは 今

後の検討課題といたしたい。

理 学 療 法 士 及 び 作 業 療 法 士 \mathcal{O} 養 成 確 保 に 0 V 7 は 従 来 カゝ ら、 玉 <u>\f\</u> 養 成 施 設 \mathcal{O} 整 備 及 び 運

営、 養 成 施 設 \mathcal{O} 教 員 等 \mathcal{O} 講 習 等 \mathcal{O} 施 策 を 講 じ て き たところ で あ る が 昭 和 五 + 兀 年 度 に お 7 7

は、 れ 5 \mathcal{O} 施 策 \mathcal{O} ほ カ に 新 た に 公 私 立 養 成 施 設 \mathcal{O} 整 備 に 対 す る 助 成 を行 う予 定 で あ り、 今

後とも 施 策 \mathcal{O} 充 実 に 努 力 L て ま 7 り た

六について

老 人家庭 奉仕員 0 派遣対象を所得 税課税 世帯 の老人に拡大することについ ては、 公 的 責任 \mathcal{O}

範 囲 拡大の ための要員 \mathcal{O} 確 保、 費用負担の あり方等 の 問 題が あり、 引き続き慎重 立な検 討 が必必

要であると考える。

また、い わゆる寝たきり老人を介護する者に特別の手当を支給することは、 考えていない。

右答弁する。